

佐伯市

高齢者福祉計画

第8期介護保険事業計画

(素案)

一 概 要 版 一

令和2年12月

佐伯市

1 計画策定の趣旨

わが国は世界に類を見ない速さで超高齢社会に至っており、今後、高齢化はさらに進行することが見込まれています。

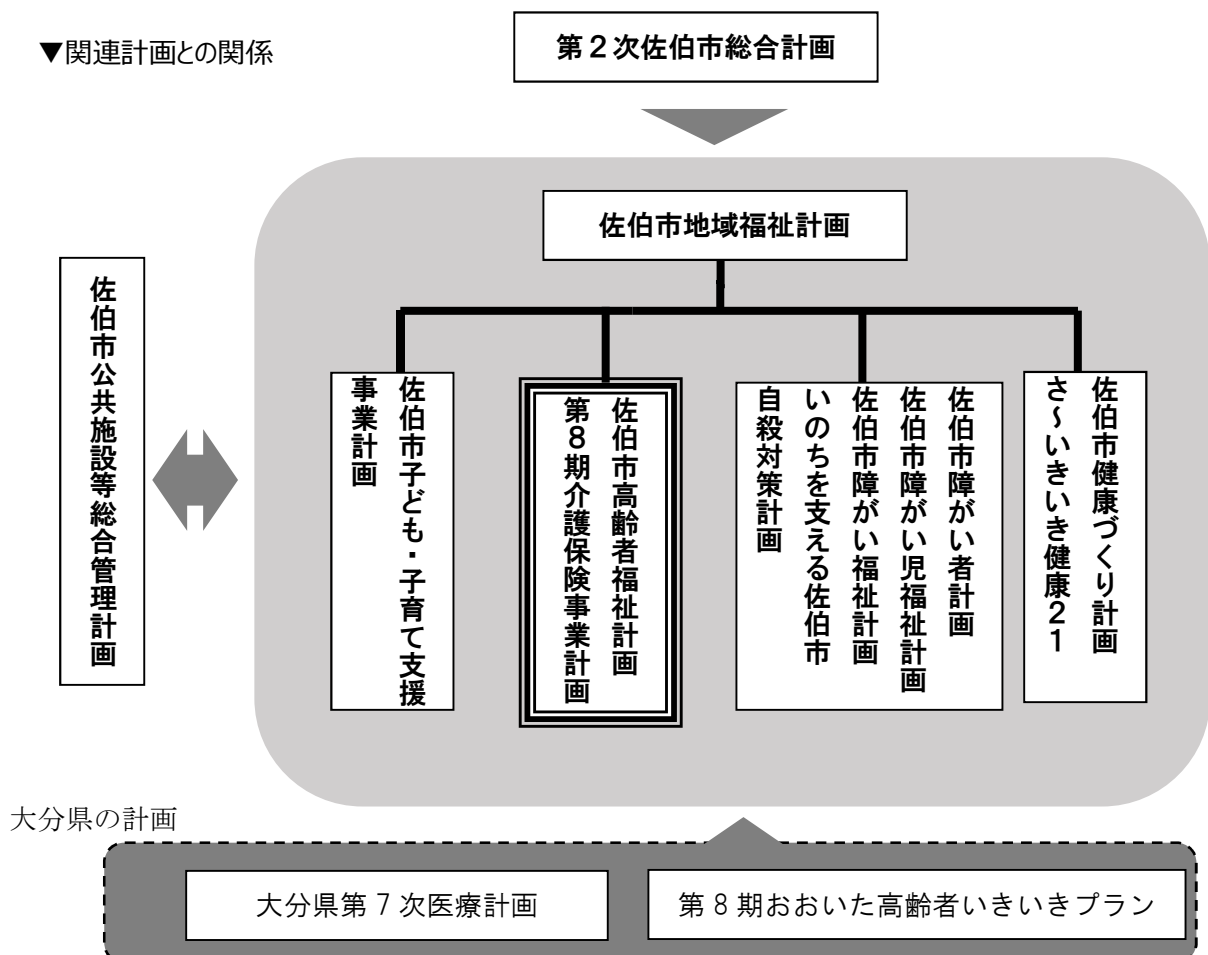
そうした中、本市の高齢化率は、令和元年10月1日現在40.2%と、県平均の32.9%を7.3ポイント上回っており、市民の2.5人に1人は65歳以上の高齢者となっています。昭和22年から24年に生まれたいわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年には、高齢化率は42.8%、後期高齢化率も26%になると予想されています。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを段階的に構築し、健やかに暮らせる安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

このようなことから本市では、高齢者に関する保健、福祉施策と介護保険施策を密接な連携のもと、総合的、体系的に実施していくため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

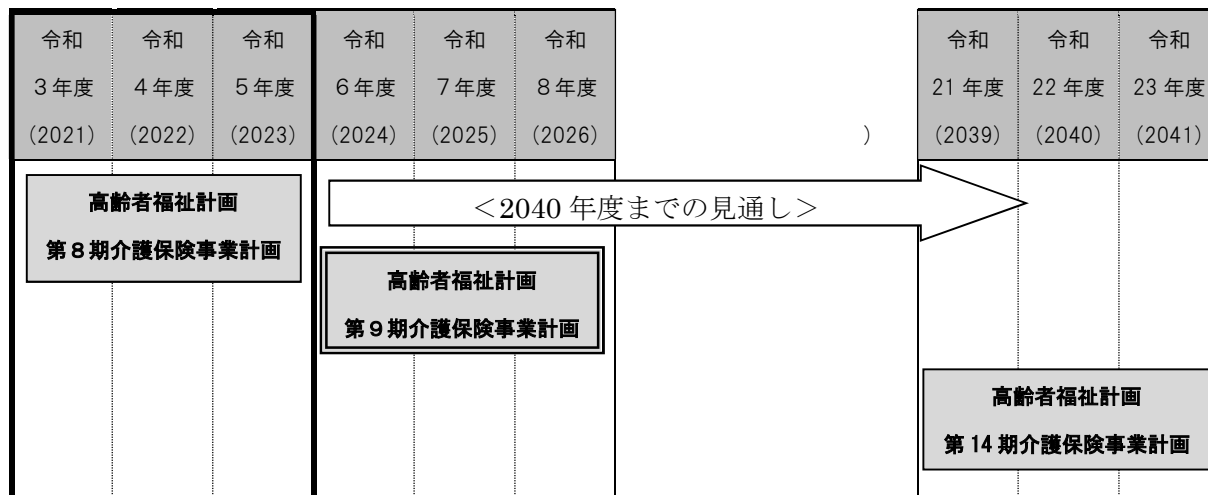
2 計画の位置づけ

▼関連計画との関係



3 計画の期間

「佐伯市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」は、令和22年度（2040年）を見据えた令和3年度から令和5年度までの3年間の1期とする計画とします。



4 計画の策定手順等

(1) 佐伯市介護保険事業計画等策定委員会

○本計画の策定に当たっては、福祉・医療・保健関係者、各種団体の代表者、関係行政機関の職員等を委員とする「佐伯市介護保険事業計画等策定委員会」において審議を行いました。

(2) 日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護事業所調査

○計画の策定にあたり、高齢者の生活実態や介護サービスの利用意向、介護事業者における今後のサービス提供の意向等の調査を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

○本計画は、本市の高齢者施策の基本的事項を定める重要な計画であることから、原案を事前に公表し、市民の皆様からの意見を十分に考慮して最終決定を行うため、令和2年12月24日(木)から令和3年1月25日(月)までパブリックコメント(佐伯市民意見提出手続)を実施しました。

5 高齢者の現状と将来推計

○本市の65歳以上の高齢者人口は、令和元年10月1日現在27,266人となっています。そのうち、65歳～74歳の高齢者人口は12,292人、75歳以上の高齢者人口は14,974人で、高齢者人口に占める割合はそれぞれ45.1%、54.9%となっています。65歳以上の人口の総数は、令和2年をピークに減少していますが、後期高齢者(75歳以上)人口は、令和12(2030)年まで増加します。高齢化率は、総数のピーク(令和2年)以降も上昇を続けるとともに、後期高齢化率についても、令和22(2040)年まで上昇を続ける見込みとなっています。

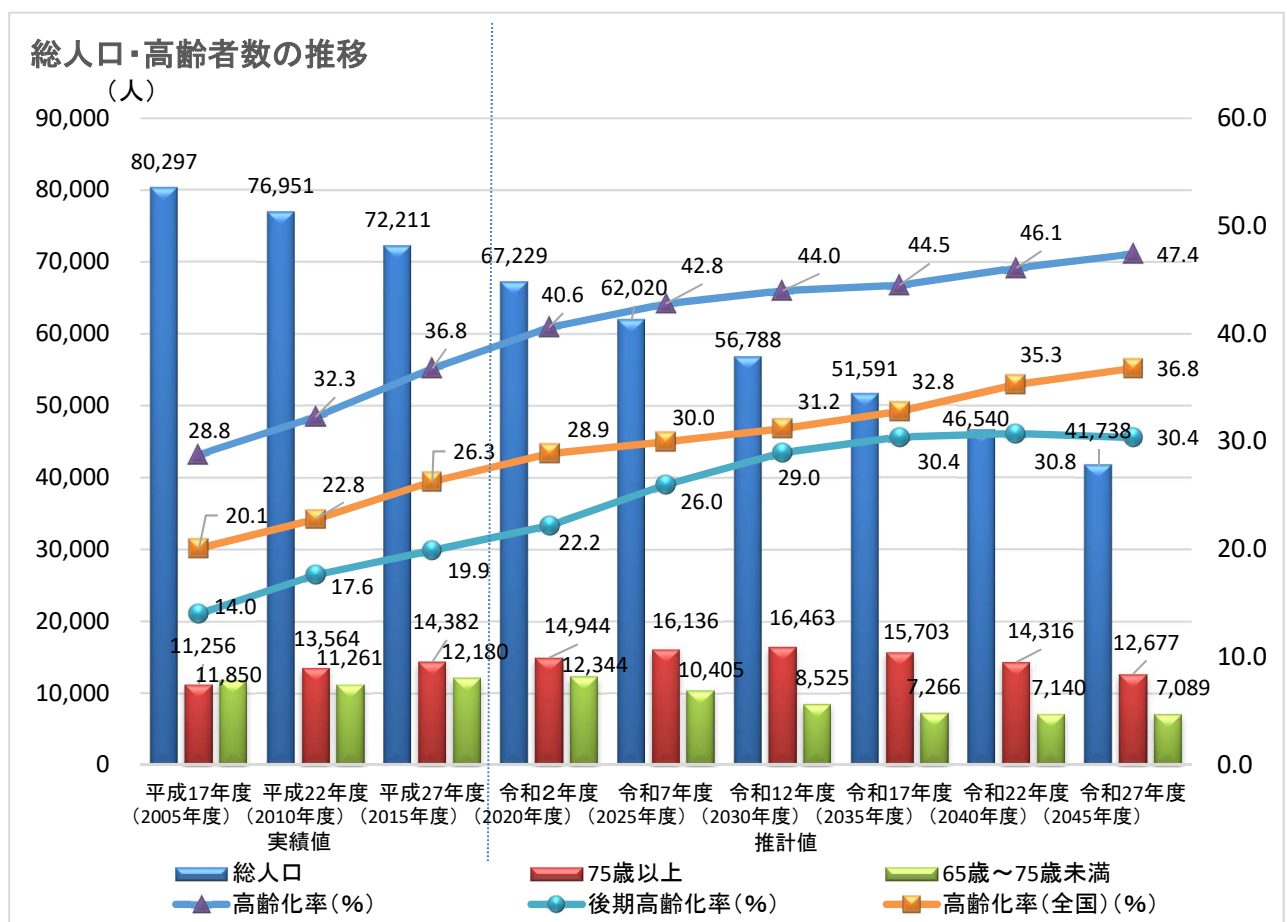
▼高齢者人口の将来推計

(人)

	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
総人口	80,297	76,951	72,211	67,229	62,020	56,788	51,591	46,540	41,738
75歳以上	11,256	13,564	14,382	14,944	16,136	16,463	15,703	14,316	12,677
65歳～75歳未満	11,850	11,261	12,180	12,344	10,405	8,525	7,266	7,140	7,089
高齢化率 (%)	28.8	32.3	36.8	40.6	42.8	44.0	44.5	46.1	47.4
後期高齢化率 (%)	14.0	17.6	19.9	22.2	26.0	29.0	30.4	30.8	30.4
高齢化率(全国) (%)	20.1	22.8	26.3	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8

(出典) 2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」



▼被保険者数の推移

	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	伸び率 ※
総数（人）	49,098	48,657	48,207	47,632	47,059	46,484	97.6%
第 1 号被保険者数	27,427	27,534	27,633	27,473	27,316	27,156	98.8%
第 2 号被保険者数	21,671	21,123	20,574	20,159	19,743	19,328	96.0%

※第8期平均値/令和2年度の値*100

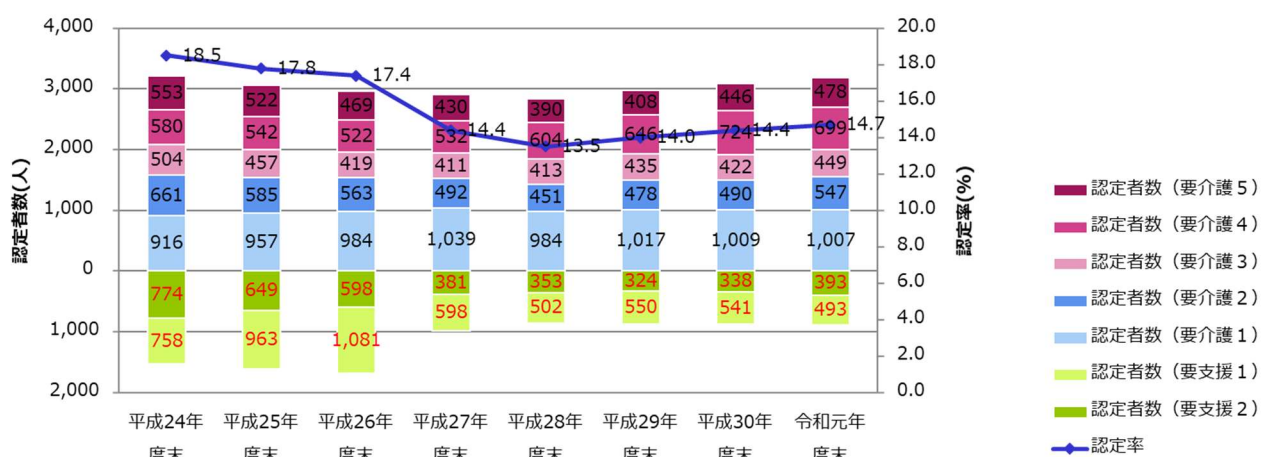
○要介護・要支援認定者は、第5期介護保険事業計画の初年度である平成 24 年度末には 4,746 人でしたが、令和元年度末には 4,066 人と、14%減少しています。

また、第1号被保険者数に対する割合（認定率）は、令和元年度末現在で 14.7% となっており、県平均を 3.4 ポイント下回っています。これは、近年の保険者が開催する地域ケア会議による自立支援型ケアマネジメントの推進や介護予防事業等の効果によるものではないかと考えられ、引き続き取組を強化していくことが重要です。

▼要介護（要支援）認定者数の推移

	平成24年 度末	平成25年 度末	平成26年 度末	平成27年 度末	平成28年 度末	平成29年 度末	平成30年 度末	令和元年 度末
認定者数（人）	4,746	4,675	4,636	3,883	3,697	3,858	3,970	4,066
認定者数（要支援 1）	758	963	1,081	598	502	550	541	493
認定者数（要支援 2）	774	649	598	381	353	324	338	393
認定者数（要介護 1）	916	957	984	1,039	984	1,017	1,009	1,007
認定者数（要介護 2）	661	585	563	492	451	478	490	547
認定者数（要介護 3）	504	457	419	411	413	435	422	449
認定者数（要介護 4）	580	542	522	532	604	646	724	699
認定者数（要介護 5）	553	522	469	430	390	408	446	478
認定率（%）	18.5	17.8	17.4	14.4	13.5	14.0	14.4	14.7
認定率（大分県）	19.6	19.2	19.0	18.0	17.7	17.7	18.0	18.1
認定率（全国）	17.6	17.8	17.9	17.9	18.0	18.0	18.3	18.5

佐伯市の要介護（要支援）認定者数、要介護（要支援）認定率の推移



（出典）平成24年度から平成29年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、平成30年度から令和元年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

○平成24年度末の要支援者は1,532 人（構成比32.3%）、要介護者は3,214人（構成比67.7%）でしたが、令和元年度末はそれぞれ886人（21.8%）、3,180人（78.2%）となっています。そのうち、いわゆる中重度要介護者である要介護3～5の割合については、平成24年度末の34.5%から、令和元年度末は40.0%に増加しています。

○第8期の要介護度別認定者数は、要支援者数、要介護者数共に増加すると推計されています。

▼要介護（要支援）認定者数の推計

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	伸び率※
総数（人）	3,981	4,116	4,119	4,238	4,293	4,351	104.2%
要支援1	547	527	484	502	509	518	105.3%
要支援2	319	372	391	406	409	417	105.0%
要介護1	1,040	992	997	1,031	1,034	1,042	103.9%
要介護2	484	555	542	561	579	585	106.1%
要介護3	467	447	459	489	501	513	109.2%
要介護4	685	728	747	738	738	746	99.2%
要介護5	439	495	499	511	523	530	104.5%

※第8期平均値/令和2年度の値*100

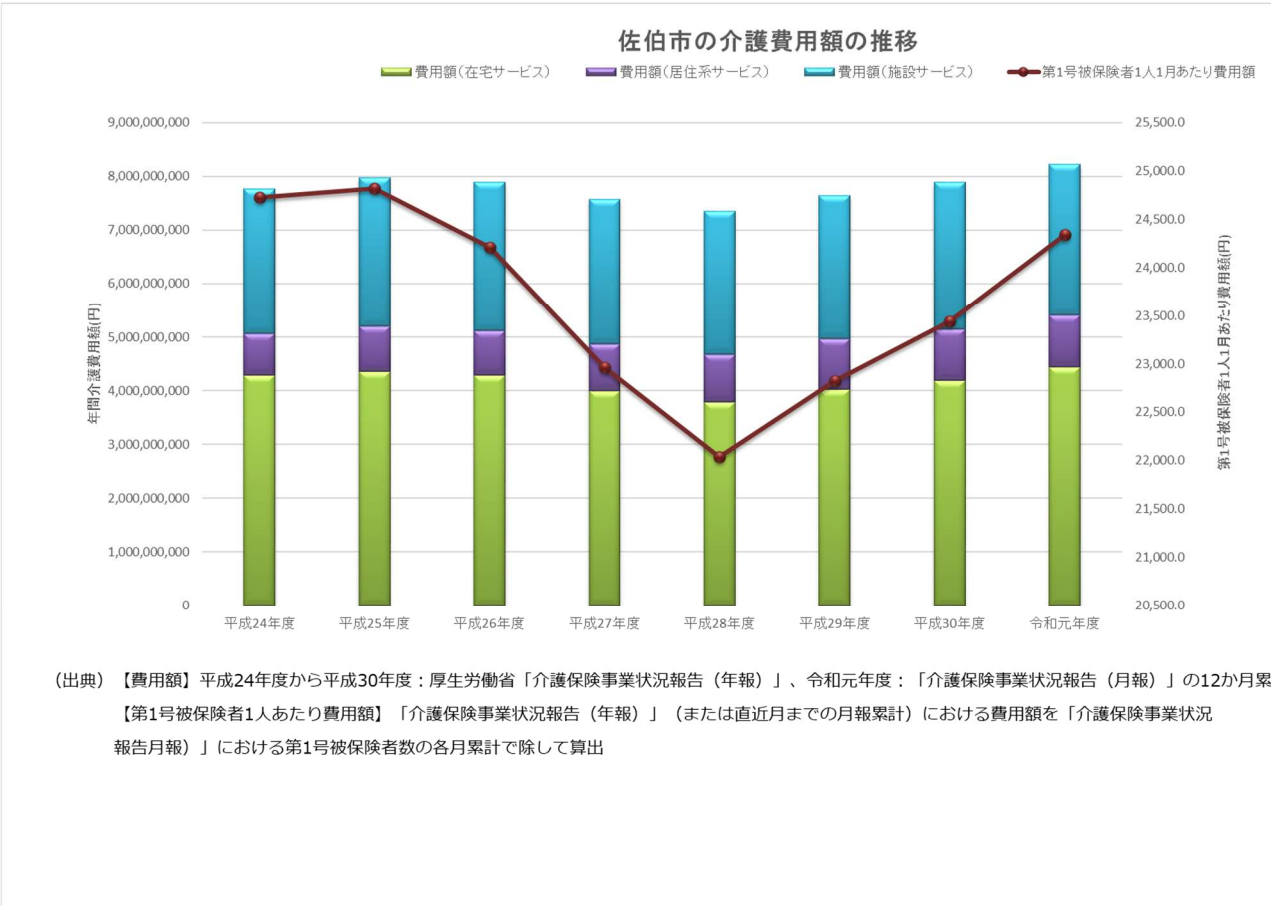
6 介護費用額の推移

○介護費用額は平成25年度に79億71百万円まで上昇し、平成27年度から予防給付の介護予防訪問介護、介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したことにより、一旦は減少したが、平成29年度以降上昇しています。令和元年度には、初めて80億円を超えました。

○第1号被保険者1人あたり費用月額、平成26年度以降、県平均を下回っています。

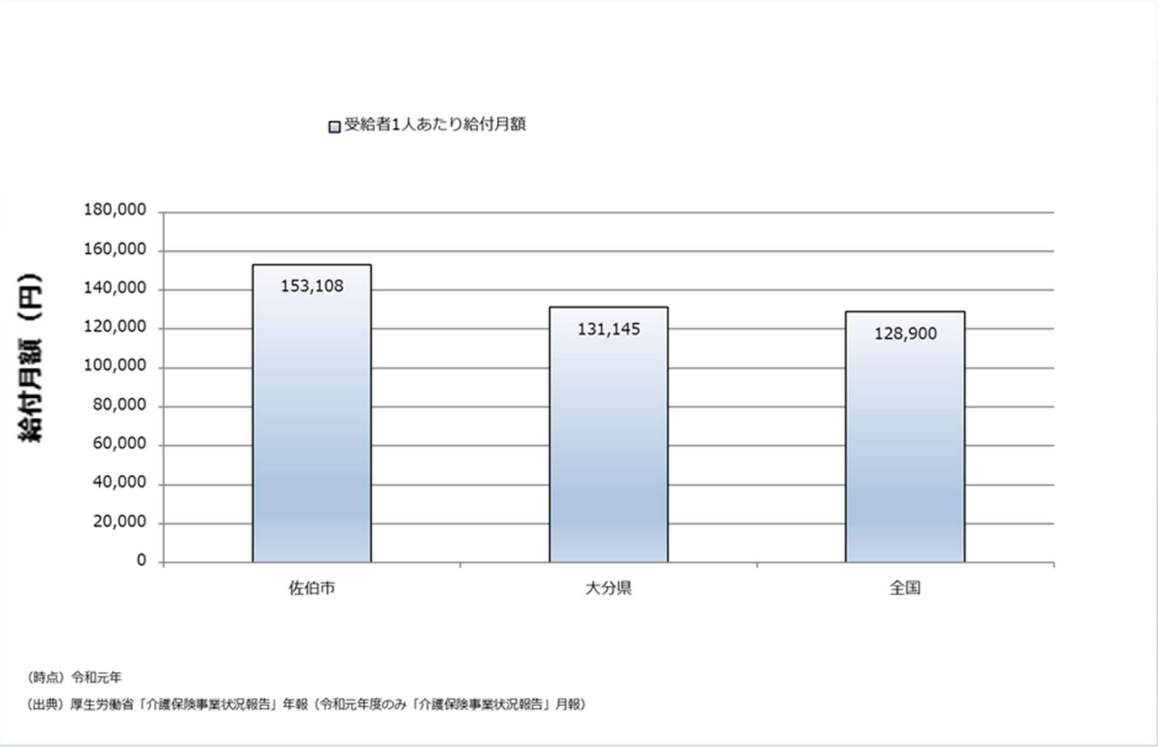
▼介護費用額の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
費用額（円）	7,763,167,449	7,971,274,579	7,897,024,818	7,573,382,535	7,345,422,326	7,646,767,531	7,889,925,079	8,219,345,307
費用額（在宅サービス）	4,280,415,252	4,354,072,224	4,284,308,543	3,996,589,836	3,779,681,922	4,019,067,536	4,181,656,410	4,438,042,877
費用額（居住系サービス）	782,777,056	850,897,761	837,477,980	871,773,356	895,291,703	942,440,531	960,932,589	965,488,048
費用額（施設サービス）	2,699,975,141	2,766,304,594	2,775,238,295	2,705,019,343	2,670,448,701	2,685,259,464	2,747,336,080	2,815,814,382
第1号被保険者1人1月あたり費用額	24,725.8	24,821.5	24,211.4	22,958.4	22,040.2	22,820.1	23,438.9	24,342.6
大分県	24,608.8	24,787.4	24,823.2	24,202.0	24,048.8	24,412.4	24,725.6	25,316.8
全国	22,224.7	22,531.8	22,878.0	22,926.6	22,966.8	23,238.3	23,498.7	24,138.0



○令和元年度の受給者 1 人あたりの給付月額は、153,108 円で県平均を 21,963 円上回っています。これは、認知症高齢者グループホームや有料老人ホームの整備率が県平均を上回っていることが考えられます。

▼受給者 1 人あたりの給付月額（在宅及び住居系サービス）令和元年



7 基本目標と施策の体系

(1) 基本理念

基本理念

高齢者が生きがいを持って、安心して
暮らしていける地域社会の実現

地域包括ケアシステム | 日常生活圏域 |



(2) 基本目標

基本理念を「高齢者が生きがいを持って、安心して暮らしていける地域社会の実現」とし、「生きがいづくりや社会参画の促進」「健康づくりと介護予防の推進」「安心して暮らせる基盤づくりの推進」「認知症施策等の推進」の4つの基本目標を掲げて取組を進めていきます。

基本目標

- 1 生きがいづくりや社会参画の促進
- 2 健康づくりと介護予防の推進
- 3 安心して暮らせる基盤づくりの推進
- 4 認知症施策等の推進

①生きがいづくりや社会参画の促進

(1) 地域活動への参加促進

- ・老人クラブ活動への参加促進
- ・ボランティア・NPO活動等への参加促進（介護支援ボランティアポイントの付与）
- ・子育ての見守り活動や高齢者の見守り・声かけなどの地域活動への参加促進

(2) スポーツ、芸術・文化の機会確保

- ・生涯学習やスポーツ活動への参加促進
- ・活動成果発表の場の確保（豊の国ねんりんピック等）

(3) 就業の促進

- ・シルバー人材センターへの加入、就労の促進

(4) 敬老事業

②健康づくりと介護予防の推進

早い段階からライフステージに応じた健康づくりや生活習慣病予防の取組を進めながら、生きがいや役割を持ちながら自立した日常生活が送れるよう、介護予防の取組を推進します。

(1) 健康寿命を延ばす健康づくりの推進

(2) 介護予防の推進

(3) 自立支援・重度化防止の取組の推進

③安心して暮らせる基盤づくりの推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援や介護サー

ビスの充実、良質な高齢者向け住まいの確保、医療・介護連携の推進などに取り組めます。

- (1) 生活支援サービスの充実
- (2) 介護サービスの充実
- (3) 高齢者向け住まいの確保
- (4) 医療・介護連携の推進
- (5) 高齢者の保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施
- (6) 地域包括支援センターの機能強化
- (7) 地域ケア会議の推進
- (8) 介護人材の確保・育成と介護サービスの質の確保・向上
- (9) 支援を要する高齢者を支える環境の整備
- (10) 市所有の高齢者福祉施設

④ 認知症施策等の推進

市民が認知症について正しく理解するための普及啓発や地域で見守り支援する体制づくり、認知症を早期に発見し状況に応じた適切なケアが行える医療提供体制の整備など、認知症施策の充実を図ります。

また、佐伯市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見支援センターを設置して成年後見制度の利用促進を図ります。

- (1) 認知症施策の推進
 - ・ 早期診断・早期対応の体制整備
 - ・ 医療・介護人材の対応力の向上
 - ・ 若年性認知症施策の強化
- (2) 介護に取り組む家族等への支援の充実
- (3) 虐待防止対策の推進
- (4) 権利擁護の推進
 - ・ 成年後見制度の利用促進（佐伯市成年後見制度利用促進基本計画）
 - ・ 消費者被害の防止

～ 基本理念 ～
高齢者が生きがいを持って、安心して暮らしていける地域社会の実現

基本目標

【施策体系（主な取組）】

生きがいづくりや社会参画の促進

- (1) 地域活動への参加促進
- (2) スポーツ、芸術・文化の機会確保
- (3) 就業の促進
- (4) 敬老事業

健康づくりと介護予防の推進

- (1) 健康寿命を延ばす健康づくりの推進
- (2) 介護予防の推進
- (3) 自立支援・重度化防止の取組の推進

安心して暮らせる基盤づくりの推進

- (1) 生活支援サービスの充実
- (2) 介護サービスの充実
- (3) 高齢者向け住まいの確保
- (4) 医療・介護連携の推進
- (5) 高齢者の保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施
- (6) 地域包括支援センターの機能強化
- (7) 地域ケア会議の推進
- (8) 介護人材の確保・育成と介護サービスの質の確保・向上
- (9) 支援を要する高齢者を支える環境の整備
- (10) 市所有の高齢者福祉施設

認知症施策等の推進

- (1) 認知症施策の推進
- (2) 介護に取り組む家族等への支援の充実
- (3) 虐待防止対策の推進
- (4) 権利擁護の推進

8 高齢者福祉施策について

高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らしていけるように、既存事業を見直し、新規事業に取り組みます。

(1) 既存事業

事業名	変更前	変更後
① 敬老祝品支給事業	満100歳の者及び最高齢男女	101歳以上（最高齢男女含む）
② さいきの茶の間運営事業（開始補助）	開始 50万円以内	開始 物品購入のみの場合 30万円以内 施設改修を伴う場合 40万円以内
【拡充】 ③ さいきの茶の間運営事業（運営補助）	年60回 10万円以内 年120回 20万円以内	運営補助金に加え、健康体操や栄養、口腔指導等の講師派遣を実施
④ ねたきり老人等介護手当	月額 1万円	月額 8千円
【廃止】 ⑤ 「食」の自立支援事業及び元気になるまで配食事業	市の負担 300円 個人負担 500円	配食サービスモデル事業を拡充し、全域に展開

※①は令和3年度から、②～④は令和4年度から実施

⑤については、新規の配食サービス事業を開始と同時に廃止

(2) 新規事業

事業名	内 容
配食サービス事業	在宅高齢者に、栄養バランスのとれた食事を提供し、食生活の改善及び健康増進を図り、安否の確認を行います。 令和3年度 鶴見、米水津、蒲江地区に加えモデル地域を拡大 令和4年度 全域実施
住民主体の通いの場支援事業	高齢者の見守りに加え、身体機能維持や認知症予防を中心とした通いの場に助成を行います。 5人以上で1回以上/週、補助金24万円 令和3年度実施

9 第1号被保険者の保険料

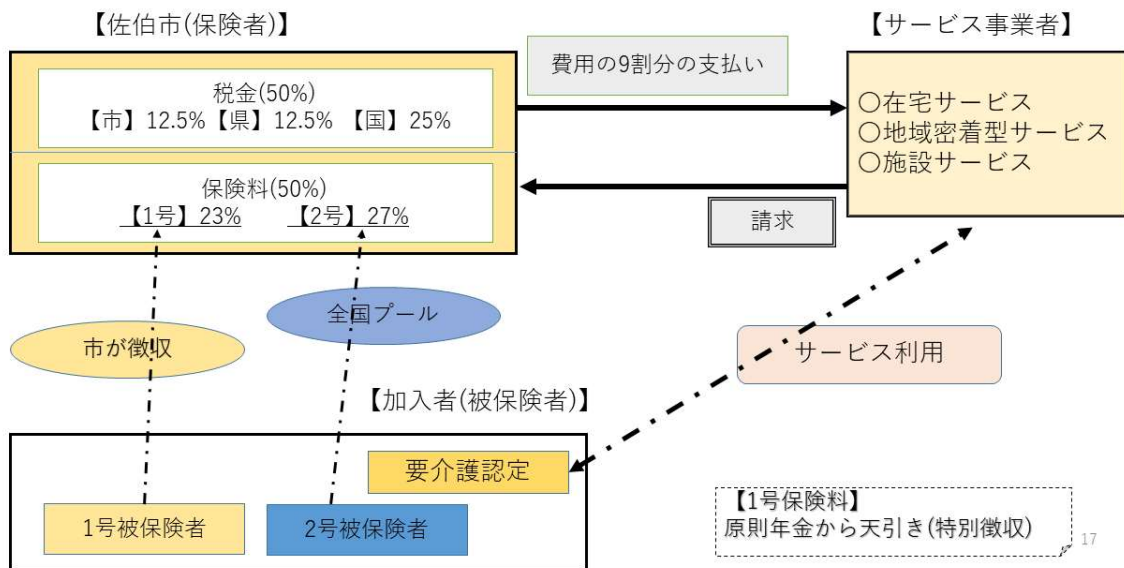
(1) 介護保険料のしくみ

介護保険制度は、公費(税金)50%、保険料 50%の費用負担で運営されています。第1号被保険者(65歳以上)の保険料については、3年ごとに策定される介護保険事業計画において改定されます。

介護保険財政の財源は、65歳以上の第1号保険料、40歳から64歳の第2号保険料、国の負担金、県・市の負担金及び高齢化率等で決められている調整交付金によって構成されています。

第8期介護保険事業計画でのそれぞれの基本的な負担割合は、65歳以上の「第1号被保険者」23%、40歳から64歳までの「第2号被保険者」27% 国 25%(うち、調整交付金5%)、県 12.5%、市 12.5%となっています。

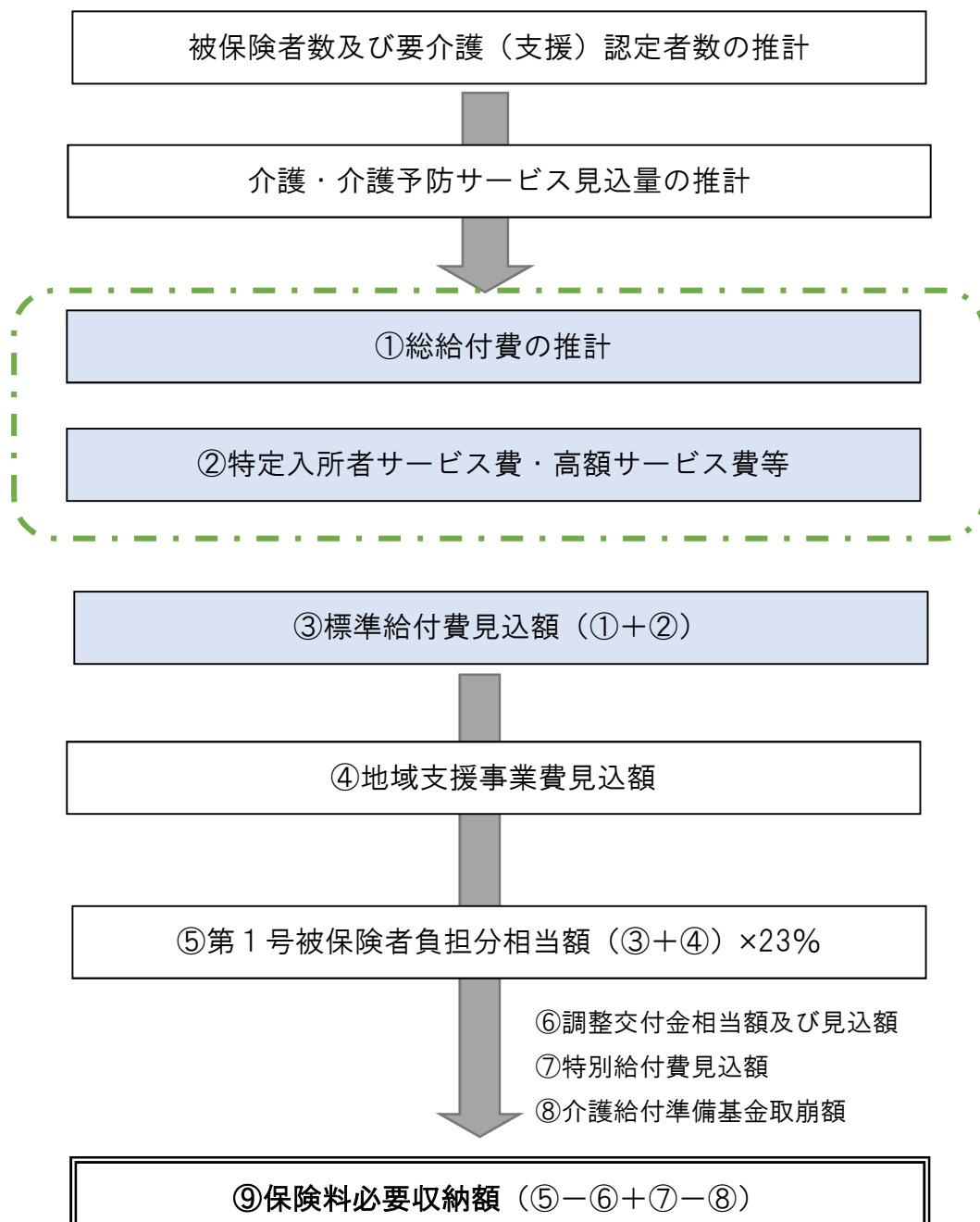
▼介護保険制度のしくみ



(2) 保険料推計の流れ

本計画では、高齢化が一段と進む令和7（2025）年に向けた地域包括ケアシステムの構築を見据え、要介護（要支援）認定者数の実績や給付実績を基に、国の示した推計手順に従い、第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）、及び令和22年度の推計を行います。

▼推計の流れ



(3) 総給付費

介護（介護予防）サービスの総給付費は、令和5年度で84億28百万円であり、うち、在宅サービスが47億85百万円と全体の57%を占め、次いで、施設サービスが26億26百万円で全体の31%を占めています。

令和3年度から令和5年度の第8期期間中の平均総給付費と、令和2年度の総給付費の比較では6%の伸びが予想されます。なお、令和22年度の総給付額は91億15百万円で、令和2年度からの伸び率は16%と予想されます。

▼総給付費の推計

単位：千円

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度 (参考)
総給付費	8,159,608	8,325,701	8,427,998	8,651,281	9,114,974
在宅サービス	4,552,270	4,699,209	4,784,788	4,781,746	5,033,946
居住系サービス	981,163	1,000,317	1,017,035	1,086,123	1,138,370
施設サービス	2,626,175	2,626,175	2,626,175	2,783,412	2,942,658

(4) 特定入所者介護サービス費等

食費居住費の助成である特定入所者介護サービス費について、助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、能力に応じた負担となるよう補足給付第3段階の年金収入額を保険料の所得段階に合わせて2つに分けるよう見直しが行われました。

また、高額介護サービス費の自己負担額についても、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせるよう改正が行われました。

▼改正影響額の推計

単位：千円

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度 (参考)
改正影響額	△46,190	△70,038	△70,789	△72,267	△75,241
特定入所者介護サービス費	△44,461	△67,417	△68,139	△69,562	△72,425
高額介護サービス費等	△1,729	△2,621	△2,650	△2,705	△2,816

(5) 第8期介護保険料の段階設定等

介護保険法施行令による第1号被保険者の所得段階別保険料は、低所得者への対応及び負担抑制への対応のため、次の施策を実施します。

○所得段階区分は、第7期計画と同様の標準9段階とします。

○第2段階、第4段階、第7段階及び第9段階の保険料基準額に対する割合を国の基準と同様にします。

○市民税非課税世帯（第1～第3段階）については、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、さらなる保険料軽減を図ります。

○介護給付費準備基金を活用し、介護保険料の急激な負担上昇の抑制を図ります。

第1号被保険者の保険料所得段階区分

所得段階	対 象 者	保険料基準額 に対する割合	
		第7期	第8期
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の場合 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	0.5 ↓軽減後 0.3	0.5 ↓軽減後 0.3
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の者	<u>0.7</u> ↓軽減後 <u>0.45</u>	<u>0.75</u> ↓軽減後 <u>0.5</u>
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超えている者	0.75 ↓軽減後 0.7	0.75 ↓軽減後 0.7
第4段階	本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	<u>0.85</u>	<u>0.9</u>
第5段階	本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を越えている者	基準額	基準額
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額120万円未満の者	1.2	1.2
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	<u>1.25</u>	<u>1.3</u>
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5	1.5
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額320万円以上の者	<u>1.6</u>	<u>1.7</u>

* 第7期の第1段階から第3段階について、令和元年度から公費による保険料軽減強化を実施

(6) 第8期第1号被保険者の保険料基準額

これまで推計してきた、介護保険に必要な標準給付費見込額をもとに、第1号被保険者一人当たりの介護保険料を算出しました。

その結果、令和3年度から令和5年度までの本市の第1号被保険者の保険料基準額（月額）は、**5,●00 円**とします。

▼標準給付費見込額の推計値

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
標準給付費見込額		8,655,566	8,803,708	8,911,152	26,370,426
内 訳	総給付費	8,159,608	8,325,701	8,427,998	24,913,307
	特定入所者介護等給付額※	276,411	256,946	259,714	793,071
	高額介護サービス費等給付額※	186,467	187,622	189,641	563,730
	高額医療合算介護サービス費等給付額	25,916	26,198	26,480	78,595
	審査支払手数料	7,163	7,241	7,319	21,722

※制度改正に伴う財政影響額調整後

※端数処理(四捨五入)の関係で合計数は内訳の総和と一致するとは限らない。

○特定入所者介護サービス費等

保険給付対象外となっている食費、居住費(滞在費)について、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を補足給付として、申請により保険給付しています。

○高額介護サービス費等

世帯で受けた介護サービスの利用者負担の月額合計が、所得に応じた限度額を超えた場合、その超えた費用を高額介護サービス費等として支給します。

○高額医療合算介護サービス費等

世帯で受けた1年間の医療保険と介護保険の両制度における利用者負担額が著しく高額となり、所得に応じた限度額を超えた場合、その超えた費用を医療保険と介護保険の両方からそれぞれの比率に応じて支給します。

○審査支払手数料

介護保険事業を円滑に運営するため、介護給付費の審査支払業務を国保連合会へ委託し、手数料として支払うものです。

▼地域支援事業費の推計値

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
地域支援事業費		508,191	526,394	509,236	1,543,821

令和3年度介護報酬改定を
考慮していない

▼保険料基準額の推計の流れ

介護給付費
24,239 百万円

予防給付費
674 百万円

総給付費
24,913 百万円

特定入所者サービス費
+793 百万円

高額介護サービス費む
+564 百万円

高額医療合算介サービス費
+79 百万円

審査支払手数料
+22 百万円

標準給付費
26,370 百万円

地域支援事業費
+1,544 百万円

第1号被保険者の負担割合
×23%

第1号被保険者負担分相当額
6,420 百万円

介護給付準備基金取崩額
△ 412 百万円～△519 百万

調整交付金相当額及び見込額
△1,034 百万円

市町村特別給付費
30 百万円

保険料収納必要額
4,897 百万円～5,004 百万円

- ・ 予定保険料収納率 98.8%
- ・ 補正第1号被保険者数(3年間合計
75,379 人又は 75,102 人)÷12 か月

保険料基準額 5,500 円～5,600 円